

重要事項説明書 別紙

(介護予防)短期入所生活介護サービス

特別養護老人ホーム横雲の里料金表

令和 8 年 8 月現在

☆利用料金計算方法

{(1)保険給付+(2)対象者及び体制からの各種加算+区分支給算定対象外の加算}×介護職員等処遇改善加算 17.6%+(3)居住費・食費 = 自己負担合計(円)

※ ご利用者の条件によって、料金に違いがあります。下記の対象項目をご参照ください。

※ 新潟市の地域区分が 7 級地のため、料金は単位数に 10.17(円)を乗じて算出しています。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記料金と若干異なる場合があります。

(1)介護予防給付サービスに関する保険給付

施設利用料自己負担 (単位/日)

	要支援 1	要支援 2
基本サービス費	451	561
長期利用者減算 適用(31 日以降)	442	548

※長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合、介護報酬より減算されます

(1)介護保険給付サービスに関する保険給付

施設利用料自己負担 (単位/日)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費	603	672	745	815	884
長期利用者減算 適用(31 日以降)	573	642	715	785	854

※長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合、介護報酬より減算されます

(2)体制及び各種加算

(国で決められた体制・基準よりも職員配置等を充実した場合加算されます。当月の職員体制により加算が変わります。)

加算種類	加算内容	金額
機能訓練体制加算	機能訓練(リハビリ)を行う職員を、基準で定められた数配置している際にいただく費用です	12 単位/日
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を 1 名以上配置した際にいただく費用です(介護保険給付のみ)	4 単位/日
看護体制加算Ⅱ	入所者の重度化等に伴う、配置基準を 1 人以上配置し夜間における 24 時間連絡体制の確保している際にいただく費用です(介護保険給付のみ)	8 単位/日

夜勤職員配置加算Ⅰ	基準に規定する夜勤を行う介護職員または看護職員の数に 1 を加えた数以上の介護職員または看護職員を配置した際にいただく費用です(介護保険給付のみ)	13 単位/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の配置で介護福祉士を 60% 以上(常勤換算)配置した際にいただく費用です	18 単位/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	国が定める基準に適合しているものとして、届け出た短期入所事業所が短期入所を行った際にいただく費用です	所定単位数 ×17.6%
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減等、生産性向上のガイドラインに基づいた改善活動を継続的行った際にいただく費用です	10 単位/月

(※介護職員等処遇改善加算の所定単位数とは、1 ヶ月分の基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とします。また当該加算は区分支給限度額の算定対象から除外されます。)

※対象者及び各種加算(対象者のみ)

加算種類	加算内容	金額
送迎加算(片道)	ご利用の際の送迎を行った際にいただく費用です	184 単位/回
通院等乗降介助	事業所から病院等への移送を行った際にいただく費用です	99 単位/片道
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、緊急に受けた場合いただく費用です(最 7 日間限度)(介護保険給付のみ)	90 単位/日
業務継続計画未策定減算 高齢者虐待防止措置未実施減算 身体拘束防止措置未実施減算	国が定めた業務継続計画、高齢者虐待の防止等、身体拘束等の適正化等が未実施の場合、減算されます	所定単位数 の 100 分の 1 減額/日

(3)滞在費・食費に関する利用料料金 (単位:円/日)

居室区分	※利用者負担区分	滞在費	居室区分	※利用者負担区分	滞在費
従来型 多床室	第1段階	0	従来型 個室	第1段階	380
	第2段階	430		第2段階	480
	第3段階①	430		第3段階①	880
	第3段階②	530		第3段階②	980
	第4段階	920(本館) 950(別館)		第4段階	1,240(本館) 1,270(別館)

※利用者負担区分の詳細につきましては食費の表 をご確認ください。

※利用者負担区分 食費自己負担額 (単位:円/日)		
第1段階	300	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
第2段階	600	年金収入額等所得金額の合計が82.65万円以下の方
第3段階①	1,030	年金収入額等所得金額の合計が82.65万円超～120万円以下の方
第3段階②	1,360	年金収入額等所得金額の合計が120万円超の方
第4段階	1,860	上記以外の方(内訳 朝食 490 昼食 810 夕食 560)

食費について

- ・介護負担限度額認定証(1～3 段階②)をお持ちの方は、負担軽減措置がある為、1 日の食事代としてご負担いただきます。但し、1 日の食費が上記金額に満たない場合は、喫食した食数分のみのご負担となります。
- ・第4 段階の方は、1 食単位で、喫食した食数のみのご負担となります。
- ・ご本人様の都合による食事のキャンセルは、以下の期限までにご連絡をお願い致します。

朝食:前日 17:00 昼食:10:00 夕食:15:30

事前にご連絡がない場合や、体調不良等の理由により当日ご用意させていただいた食事を召し上がらなかった場合は、食費をご負担いただくことがございますので、お早めにご連絡いただきますようお願い致します。

介護保険給付外サービスに関する利用料金

項目	料金	備考
おやつ代	270 円/日	
電気器具等使用料	100 円/日	テレビ、電気毛布、パナソニック等個人で使用する電化製品
理容(カット+顔そり)	2,750 円	税込(カットのみは 2,200 円)
ご利用者選定による飲食や日用品等	実費	本人希望による出前や外食、クリーニング代等

- ☆ 介護保険の自己負担額が一定額を超えた時は、超えた分が被保険者の請求により高額介護サービス費として払い戻されます。(償還払い)
- ☆ 利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更させていただきます。
- ☆ 今後も体制加算に変更がある場合は、都度料金表の差し替えにて同意とさせていただきます。

同意署名欄

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

利用者の家族等氏名 _____ 印

自己負担参考資料

○介護保険自己負担額 ※自己負担が 1 割の場合です。

要支援 1・2

(単位/日) (円/日)

介護度	基本 サービス費	機能訓練 加算	サービス提供 体制強化 加算Ⅱ	単位 数計	処遇 改善加算Ⅰ	介護保険 自己負担 額計
要支援 1	451	12	18	481	85	566
要支援 2	561	12	18	591	104	695

要介護 1・2・3・4・5

(単位/日) (円/日)

介護度	基本 サービス費	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	機能訓練 加算	夜勤職員 配置 加算Ⅰ	サービス提供 体制強化 加算Ⅱ	単位 数計	処遇改善 加算Ⅰ	介護保険 自己負担 額計
要介護1	603	4	8	12	13	18	650	116	766
要介護2	672	4	8	12	13	18	719	128	847
要介護3	745	4	8	12	13	18	792	141	933
要介護4	815	4	8	12	13	18	862	153	1,015
要介護5	884	4	8	12	13	18	931	165	1,096

※ 生産性向上推進体制加算Ⅱ(10 単位/月 11 円/月)が追加されます。

※負担割合証で 2 割の方は、サービス費自己負担が 2 割になります。

※負担割合証で 3 割の方は、サービス費自己負担が 3 割になります。

○滞在費・食費に関する利用料 (単位:円/日)

※利用者 負担区分	滞在費 (多床室)	滞在費 (個室)	食 費	おやつ代	合計 (多床室)	合計 (個室)
第1段階	0	380	300	270	570	950
第2段階	430	480	600	270	1,300	1,350
第3段階①	430	880	1,030	270	1,730	2,180
第3段階②	530	980	1,360	270	2,160	2,610
第4段階	920 (本館) 950 (別館)	1,240 (本館) 1,270 (別館)	内訳 朝食 490 昼食 810 夕食 560	270	3,050 (本館) 3,080 (別館)	3,370 (本館) 3,400 (別館)